

当座の生活費の貸し付けのご案内 (無利子・上限10万円※)

このたびの台風第15号・第19号により被災された世帯に対し、生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付を行います。通常の貸付と異なり、世帯の収入状況（所得制限）に関わらずご利用いただけますので、当座の生活費にお困りの方は下記によりご相談ください。

※次の何れかに該当する場合は上限20万円

- ・世帯員の中に死亡者がいるとき
- ・世帯員に要介護者がいるとき
- ・世帯員が4人以上いるとき
- ・世帯員に重傷者、妊産婦、小学生以下のお子さまがいる世帯でとくに県社協が認めるとき

1. 受付期間 令和元年11月5日（火）午前10時から受付開始

2. 相談・申込受付時間 午前10時～午後4時（土曜、日曜、祝日は除く）

3. 対象者 令和元年度第15号及び第19号により、災害救助法の適用になった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として、都道府県知事が設定した地域に住所を有し当座の生活費を必要とする世帯。

4. 貸付条件

- ① 貸付利子 無利子
② 据置期間 貸し付けした日から1年以内
③ 償還期限 据置期間経過後2年以内
(償還期限を過ぎた場合、年5.0%の延滞利子が発生します。)

5. 申込方法

- ① 相談窓口 住所を有する市町村の社会福祉協議会または現在避難している所在地の市町村の社会福祉協議会（一覧参照）
② 必要書類（何らかの事情により必要書類がそろえられない場合はご相談ください。）

- 本人の氏名・住所が確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）
- 罹災証明等被害状況が分かる書類
- 銀行印（被災により銀行印が用意できない場合は認印でも可）
- 資金の振込先を確認できるもの（通帳もしくはキャッシュカード）

6. 留意事項

- ・世帯単位での貸付となり、1世帯あたり1回のみのご利用となります。
- ・市町村社会福祉協議会で申込を受け付けた後、群馬県社会福祉協議会で審査を行いますので、審査の結果、お貸し付けできない場合もございます。
- ・審査の状況により、お申し込みの受付から貸し付けの実施までに1週間程度お時間をいただくことがありますので、予めご容赦願います。
- ・償還金の減免はございません。必ず償還していただく必要がありますので、借入額についてはご留意ください。
- ・反社会的勢力（暴力団等）は貸し付けの対象外となります。

7. 実施主体 群馬県社会福祉協議会 福祉資金課 TEL: 027-255-6031